

看取り介護加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	看取り介護加算： 1 新規 2 変更 3 終了
施設種別	1 認知症対応型共同生活介護

看取り加算に関する届出内容

事業所の職員として看護師を確保している場合

看護師	人
-----	---

※ 当該職員の資格証の写しを添付してください。

病院・診療所・訪問看護ステーションとの連携により看護師を確保している場合

病院・診療所・訪問看護ステーションの名称	事業所番号

※ 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約書等の写しを添付してください。

連携している病院・診療所・訪問看護ステーションとの移動に要する時間

病院・診療所・訪問看護ステーションの住所	移動手段	移動時間

	有 ・ 無
① 医療連携体制加算の算定	☐ ・ ☐
② 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に説明し、同意を得る体制を整備している。	☐ ・ ☐
③ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行う体制を整備している。	☐ ・ ☐
④ 看取りに関する職員研修を行う体制を整備している。	☐ ・ ☐

※ 看取り指針及び同意書を添付してください。

看取り介護加算の算定要件

※ 別に厚生労働大臣が定める利用者について算定する。

- 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
- 医師、看護師(密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院・診療所・訪問看護ステーションの職員に限る)、介護職員等が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受けた上で、同意している者であること。
- 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者であること。